

個人住民税は、所得税と同じく、事業者による徴収と納入が必要です

事業主の皆さんへ

事業所等に勤務されている方の個人住民税（市町村民税＋県民税）は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さんに徴収（天引き）していただき、課税した市町村に納入していくことが必要です。

※地方税法及び各市町村の条例で上記のように定められています。

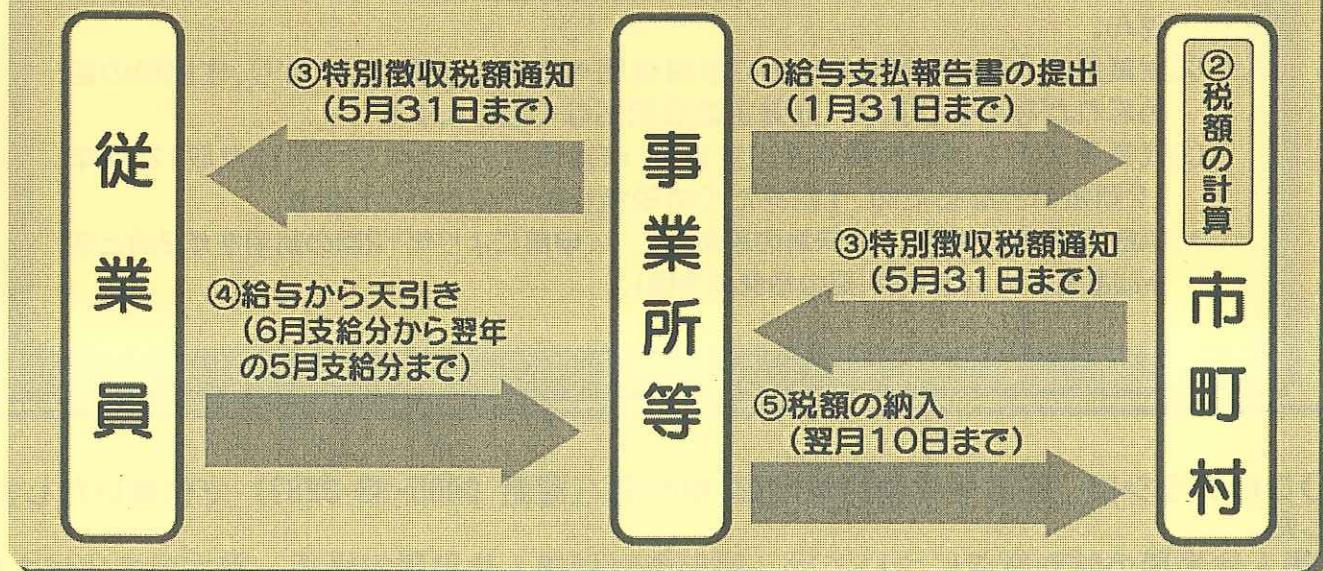


くまもとサプライズキャラクター
くまモン

熊本県と県内市町村は、平成25年度から特別徴収義務のある全ての事業者の皆さんに対して個人住民税に係る特別徴収の完全指定を実施しました。

税負担の公平性と納税者の利便性の向上を目的として個人住民税の特別徴収の徹底を図っていきます。

個人住民税の特別徴収制度の概要



個人住民税の特別徴収に関するQ&A

Q1

どのような場合に特別徴収をするのですか？

A1

対象となる事業主は所得税の源泉徴収と基本的に同じです。

- ①所得税の源泉徴収を行う事業主は、原則として個人住民税の特別徴収を行っていただく必要があります。
- ②従業員が、前年度中に給与の支払いを受けた者であり、かつ当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として、事業主が従業員の住民税を徴収して、課税した市町村に納入していただくことになります（パート、アルバイト、非常勤職員等でも、この要件に該当する場合は、特別徴収の対象となります）。

Q2

特別徴収のメリットは何ですか？

A2

以下のようないくつかのメリットがあります。

- ①所得税は毎月の給与から徴収額を計算しなければなりませんが、住民税は市町村が税額を計算し通知しますので、事業主には計算の煩わしさがありません。
- ②従業員の方々は、納税のために金融機関へ出向く必要がなくなり、住民税の納め忘れがなくなります。（延滞金の心配もなくなります）
- ③従業員の方々が年税額を4回支払う「普通徴収」と比べて、「特別徴収」では年12回払いとなるため、1回あたりの税負担額が少なくなります。
※なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もございます（納期の特例の承認）。

○このチラシは、熊本県県南広域本部 収税課（電話 0965-33-3237）で作成いたしました。

個人住民税の特別徴収については、地元市町村個人住民税担当課、熊本県各広域本部収税担当課にお尋ねください。